

産品名	木材	HS番号	第44.18項(HS2017)
協定名	日EU協定	原産地証明手続の種類	輸出者による自己申告
条文等	協定第3・1条(c)、第3・17条1 附属書3-D		
不備の概要	輸入者は、日EU協定の輸出者による自己申告制度を利用して、ドイツ原産の木材の輸入申告を行ったが、協定附属書3-D「原産地に関する申告文」は、第三国インボイスの発行者(=日本又はEUに所在しない者)により作成されていた。		

《留意点》

- ・原産地に関する申告については、日EU協定第3・17条1により「当該製品の輸出者が作成することができる」とされており、この「輸出者」は同第3・1条(c)において「締約国に所在する者であつて、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの(原産地に関する申告を作成する者に限る。)をいう。」と定義されています。
- ・第三国インボイスの発行者は、協定上の「輸出者」とは認められないことに注意が必要です。
- ・第三国インボイスを利用して輸入申告する場合、協定上の「輸出者」の定義に該当する締約国所在の者が、締約国で発行されるメーカーズインボイス等、その他の商業上の書類に申告文を記載することにより原産品申告書を作成することが推奨されます。